

差戻後大阪高裁判決（昭和62年 2 月26日 言渡）

昭和61年(ネ)第335号土地建物明渡請求控訴事件
(原審 京都地裁昭和57年(ワ)第1382号)

判 決

京都市左京区北白川西町78番地 光華寮内

控 訴 人 于 炳 宸

右 同

同 王 久 雄

右 同

同 金 大 信

右 同

同 魏 國 雄

右 同

同 馮 健 疇

右 同

同 翁 信 福

右 同

同 林 泰 秀

右 同

同 趙 春 江

右 8 名訴訟代理人弁護士

前 川 信 夫

台湾台北市光復南路116巷18号

被控訴人 台 湾

(本訴提起時 中華民國)

右代表者財務部国有財産局長

謝 實 生

右代理人弁護士

張 有 忠

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実

第一 当事者の求める裁判

一 控訴人ら

- 1 原判決を取消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

二 被控訴人

主文同旨。

第二 当事者の主張

一 原告の請求原因

- 1 別紙物件目録記載の建物（以下、本件建物という）は、もと合資会社洛東アパートメントの所有であつた。
- 2 原告は昭和27年12月 8 日右会社より本件建物を買受け、昭和36年 6 月 8 日右売買を原因とする所有権移転登記を経た。
- 3 被告らは本件建物のうち別紙占有関係一覧表記載の各占有部分を占有している。
- 4 よつて、原告は被告らに対し、本件建物所有権にもとづき、各占有部分の明渡しを求める。

二 請求原因に対する被告らの認否

- 1 請求原因 1 ・ 3 の事実は認める。
- 2 請求原因 2 の事実のうち登記の点は認め、その余は否認する。

三 被告らの抗弁

- 1 本件建物の入居者で構成される権利能力なき社團である「光華寮」（以下「光華寮」は右主張の権利能力なき社團を指す）は、昭和25年 5 月末日頃、本件建物が、旧日本軍の中国における掠奪物資の処分代金によつて買取られたとの報告を受けて、本件建物は、右報告のような事情により、本来中国人民及び昭和24年10月 1 日に成立した中華人民共和国政府の所有であるべきであるが、中国人民はもとより中華人民共和国政府も日本と国交がなく、現実に本件建物の所有権を主張しうる状況にはないので、寮生らは中国人民の一員であるから、寮生らによつて

構成される「光華寮」が所有権を取得したと信じて、その頃以降、本件建物を所有の意思をもって平穩、公然に管理占有を開始し、占有の始め、これが「光華寮」の所有であると信じたことに過失がないから、それより10年を経過した時点で取得時効が完成し、その所有権を取得した。

- 2 仮に1が認められないとしても、中国においては中華人民共和国政府が昭和24年10月1日に成立し、日本国政府は昭和47年9月29日右政府との間で中華人民共和国政府が中国における唯一の合法政府である旨の共同声明（以下「共同声明」という）を発出した。

これにより中華民國は法的には消滅し、その所有していた財産は全て中華人民共和国の所有に帰したと解すべきである。

- 3 仮に1及び2が認められないとしても、原告が本件建物を買受けた当時には、全寮生をもつて構成された自治組織である「光華寮」が、本件建物を自主的に管理運営していた。原告はこのような現状を前提として留学生を救済するため本件建物を買受け、現状を承認して来たものである。原告らは戦時中に派遣された旧留学生であり、「光華寮」が被告らに居住を認めているのであるから、被告らの占有は不法なものではない。

四 抗弁に対する原告の認否主張

- 1 抗弁1の事実のうち、本件建物に入居者があつた事実は認めるが、その余は否認する。入寮者により構成される権利能力なき社団である「光華寮」は存在していなかつたし、入居者らの占有には所有の意思がなく、また過失があるものである。
- 2 抗弁2の事実のうち前段は認め、後段の主張は争う。

中華民國政府は台湾を有効に支配しているから、政府承認の切替えがあつても、中華人民共和国成立後に日本で取得した非外交財産について、所有権を失うものではない。

五 当審主張

1 控訴人ら

- (一) 本件に関する差戻前一審の安藤鑑定人、差戻前二審の山本鑑定人、乙第12号証（藤田久一意見書）は、それぞれその判断基準をいささか異にしながら、それらを通じて共通しているのは、諸般の基準を総合判断して、最終的には承認国政府が個別的に判断すべき裁量的問題であるということであり、したがって、行政権が裁量の枠を逸脱した場合にのみ司法判断の対象となるのであつて、本件のごとく行政権の裁量的判断をまつことなく司法判断が先行することは、行政の領域に対する司法の介入として問題の余地がある。

(二) 中華人民共和国による権利主張について

- (1) 中華人民共和国政府は、日中国交回復後の昭和49年5月7日以降現在まで十数回にわたり日本政府に対し一貫して本件建物の所有権を主張してその名義変更を要求し、現在も日本政府との間に外交交渉が進行中である（乙第26、第27号証）。

- (2) 中華人民共和国政府は、当初から中華人民共和国の人民の一員たる控訴人らが祖国のために本件建物を占有管理することによつて、間接的にこれを支配してきたが、ことに国交回復後は、日本政府との協定に基づき、大量の留学生を日本に派遣し（乙第11号証の1ないし5）、そのうち本件建物に昭和56年以降現在までに64名を入寮させ、建物改修工事を施工するなど（乙第28号証）、本件建物を現実に管理し支配している。

- (三) 被控訴人の本件建物買受資金について 控訴人らは、被控訴人による本件建物買受資金に、中日戦争中日本軍部が中国大陆において中国人民から掠奪し、戦後間もなく攝取された物資の売却保管金（乙第13号証の1ないし6）が充てられ、被控訴人本来の財源から支出されたものではないことを原審より主張してきたが、右事実は以下の事実から明らかである。

昭和23、4年頃、右掠奪物資が次々と発見

されて換金され、そのうち被控訴人駐日代表团（以下「駐日代表团」という）が保管していた14万5000ドル（当時の貨幣価値にして約5500万円という半ば天文学的な巨額である）が留学生らの救済に充てられることになった事実は乙第13号証の1ないし7の一連の機関紙記事によっても明白であるが、しかも、光華寮が買収された昭和25年5月当時、被控訴人の与党である国民党は追われて中国大陆各地を転々としていた時期であり、このように崩壊して浮き草の如く逃げ回っていた旧政府の残党が当時としては250万円という大金（現在の価値に換算すれば25億円に相当する）を自分の懐中から学生寮のために支出できたという客観的状況は皆無なのであつて、右事情から判断すれば、右留学生救済金の中から買収資金が支出されたと見る以外にはありえない。

そうすると、右掠奪の被害者は中国大陆における中国人民であり、このような物資の売却代金を被控訴人が中日国交正常化の時点までそのまま保管していたとすれば、被控訴人は右保管金を領得することができず、右時点で中国人民を合法的に代表する中華人民共和国政府に移管されるべき性質の資産であつたことは明白である。日中共同声明前文には「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国人民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」とうたわれているが、右掠奪こそは右に言う「重大な損害」の最たるものであり、日本国がそれにつき「責任を痛感し、深く反省する」以上、掠奪したものは最終的に人民を代表する中華人民共和国政府に返還されるようにするのが当然の責務であるところ、本件においては、右返還されるべき保管金の一部が、たまたま中華人民共和国政府成立以後の時点で本件建物に替わつたというにすぎないのであり、中華人民共和国が承継すべきものである点では右保管金と同様である。

（四）本件建物は中国人学生寮としての用途に供する行政目的を達成するために買収されたものである。留学生の派遣がいかに重要な国家的行事であるかは日本における明治維新以後の例を振り返れば明白であり、まして国を挙げての近代化促進の基本的国策の下に、多額の国家予算を支出して日本を初めとする諸外国に留学生を派遣し、先進的科学技術の吸収に取り組んでいる中国にとっては尚更のことである。したがつて、この一国の柱石となるべき人材養成の用に供せられる留学生宿舍は、国家の追求する重要課題のための重要な行政財産であり、国家でなければ設営できない性質のものであり、国家にとつての重要性は領事館や文化センターなどに比しても決して劣るものではなく、その設営は国家権力の発動以外の何物でもなく、現在国家として留学生を派遣し、日本政府が受け入れうるのは中華人民共和国においてはありえないことに鑑みると、本件建物は中華人民共和国に承継帰属すべきものである。

2 被控訴人

（一）日中共同声明において「台湾が中華人民共和国の領土の一部である」との中華人民共和国政府の主張を日本政府は理解し尊重すると述べているが、日本政府は右主張を承認する義務を負っているのではない。したがつて、台湾地域に中華民国を名乗る政権が存在することを日本政府は否定する義務を有しない。台湾に事実上存在する政府は、日本政府との関係において「承認されていない事実上の政権」である。

アメリカは、台湾関係法（甲第22号証）により、被控訴人と外交関係が断絶した昭和53年12月31日以前に被控訴人が所有したものはもちろんそれ以後に取得した財産の所有権はすべて被控訴人に属すると明文で規定している。これによりアメリカ国内及びその属領に所在する被控訴人所有財産のすべてはその正確の如何を問わず、中華人民共和国によつて

承継されない。右台湾関係法の存在及び現実の取り扱い状況から言えば、アメリカ合衆国は被控訴人と実質上の外交関係があると見てよい。さらに、被控訴人と正式に外交関係を維持している国家は、韓国を始めとして二十数か国ある。このように、台湾に事実上の政権が存在し、それを「中華民国政府」と自他ともに呼称していることは明らかであり、日本との関係においても、日本政府が承認しなくても、貿易、経済、航空を始めとする文化交流、人的往来は年と共に増大の一途を辿っている。

- (二) 新政府中華人民共和国と旧政府中華民国との間の政府承継は不完全承継である。かかる場合、承継国の管轄下に所在しない旧政府の財産の所有権者は変更しない。新政府が所有権の権利主張をできる財産は、①外交財産や国家権力行使のために存在する財産で、新政府が自ら占有しているもの、又は正当な権原に基づいて占有しているもの及び、②旧政府から新政府に特に譲渡されたものに限られる。

本件は右①及び②のいずれにも該当しないので、仮に中華人民共和国が何らかの形で日本政府に対して権利主張をしたことがあるとしても、右は理由のない主張である。

- (三) 旧日本軍の中国人民からの掠奪物資の売却代金を被控訴人が保管して、本件建物の買受資金に充てた旨の控訴人らの主張は否認する。
- (四) 国費で留学生を派遣する行為は、被控訴人を含む多くの国家が盛んに行っており、中華人民共和国に限ったことではない。中華人民共和国が近年盛んに日本へ国費留学生を派遣していることと、本件建物の所有権帰属とは何ら関係がない。

第三 証拠関係

本件の原審及び差戻前の京都地裁昭和四二年(ワ)第1025号事件、大阪高裁昭和52年(ネ)第1622号事件各記録中の書証目録及び証人等目録等及び当審記録中の書証目録各記載のとおりであるから、これを引用する。

理 由

一 原告の本件建物の所有権取得

- 1 次の(一)及び(五)の登記の点に関する事実は当事者間に争いがなく、その余の事実は、成立に争いのない甲1ないし3号証、6、7号証の各1ないし5、8ないし10証により認めることができ、この認定を覆すに足る証拠はない。

(一) 本件建物はももとは、合資会社洛東アパートメントの所有であつた。

(二) 本件建物の敷地である京都市左京区北白川西町78番1宅地90・05坪及び同所79番2宅地210・21坪はももとは、藤居庄次郎の所有であつた。

(三) 原告駐日代表団は昭和25年5月27日、合資会社洛東アパートメント(代表者藤居庄次郎)より本件建物を、藤居庄次郎より右(二)の敷地を、あわせて代金250万円で買受ける旨の契約をして、即日右代金を支払つた。

(四) ところが、右各不動産について原告への所有権移転登記がされないまままで時が経過し、この間に昭和27年4月28日原告と日本との平和条約が発効し、原告在日大使館が従前の駐日代表団の責務を承継した。同大使館は昭和27年12月8日、合資会社洛東アパートメント(代表者藤居庄次郎)及び藤居庄次郎との間で、右(三)の売買契約を合意解除し、改めて本件建物及び右(二)の敷地を、あわせて代金300万円で買受け、その代金のうち250万円は右(三)の契約にもとづき既に交付されていた金員をもつてこれに充てる旨の契約をして、同日付の売買契約書を作成し、代金50万円を支払つた。

(五) 合資会社洛東アパートメント及び藤居庄次郎はなお所有権移転登記手続をしなかつたので、原告は昭和28年に同社及び藤居庄次郎の相続人を被告として、本件建物及び右(二)の敷地について所有権移転登記手続を求める訴えを提起し、昭和35年10月4日には原告勝訴の判決が確定して、昭和36年6月8日に所有権

移転登記を得た。

- 2 右認定の事実によれば、原告は昭和27年12月8日本件建物の所有権を取得したものといえることができる。

二 取得時効の主張

- 1 被告らは、本件建物入居者により構成される権利能力なき社団である「光華寮」は、本件建物が、旧日本軍の中国における掠奪物資の処分代金によって買取られたとの報告を受けた昭和25年5月末日頃以降、本件建物を所有の意思をもって平穩、公然に管理占有を開始し、これが「光華寮」の所有であると信じたことに過失がないから、それより10年を経過した時点で取得時効が完成し、その所有権を取得したと主張する。
- 2 証人林伯耀、聶毓良、林隆雄及び陳介臣の各証言により成立の認められる乙7号証の1ないし3、19,20号証、及び23号証、証人聶毓良及び林義春の各証言、並びに弁論の全趣旨によると、国は昭和20年に本件建物を借受けてこれを光華寮の名の下に中国人学生のための寮として用いていたが、終戦後は寮としての管理をせず、国の賃借契約は終了したことで、国による光華寮管理は、実際には京都大学が派遣する寮監、学生主事らによる管理体制下にあり、同大学の指導の下に幹事会ができ、寮生大会により幹事を互選して、寮内部の問題に関して自治を行っていたが、終戦後しばらくして京都大学が右管理から手を引いたこと、そのためこれに入居していた寮生らは、昭和20年10月頃以降は自分らの生活を守るため、寮生大会を開いて、寮生の中より幹事数名を選び、幹事らにより構成される幹事会を通じて、寮を自主的に運営していくこととし、入居者からの寮費を徴収して、必要な電気代、水道代の支払、従業員の雇用、食堂の経営を行い、寮規を定めて本件建物内における規律の維持を行っていたことが認められる。
- 3 前掲乙20号証及び2、3号証、成立に争いのない甲5号証、12号証の1、2、13号証、26号証、及び乙13号証の4、弁論の全趣旨によつて

成立が認められる甲11号証、証人聶毓良、陳焜旺及び林義春の各証言、並びに弁論の全趣旨によれば、本件建物の寮生らや前記2の幹事らは、終戦後間もなくは、本件建物が合資会社洛東アパートメントの所有であることを知り、かつ、同経営者藤居庄次郎が、本件建物に関して賃貸借の継続に異議を唱えている事情を知り、同人を訪問して、本件建物の賃料を寮生らが払いたいと交渉したが、同人は、政府及び大学当局がこの問題を解決すべきであるとして、右申し入れに応じなかつたこと、寮生らは、駐日代表団に対して、寮生らが安心して寮生活を続けられるように善処方を交渉しつつ、本件建物に寮生として入居していたこと、右寮生ら、幹事らが昭和25年5月ころに本件建物が原告により買取られたことを知つたのちも、寮生らは、右買取りにより本件建物における寮生活を安心して継続できると安堵したものの、被控訴人が一向に寮の運営管理を開始しなかつたうえ、寮生らには寮を自主的に管理運営していく気運が高かつたので、幹事会による管理運営を継続したこと、寮生らが当初制定した寮規にもその後の昭和42年の改正を経た寮規にも、寮の運営に関する事項が規定されているが、本件建物の所有者であることを前提とする、あるいは所有者として行動する場合の意思決定に必要な規則は一切規定されなかつたこと、以上の事実が認められ、右事実に前記2認定の事実を総合すると寮生らは、被控訴人による本件建物の買取後も、本件建物が寮生らや寮生らが構成する「光華寮」の所有ではないことを知っており、せいぜい、これが本来ならば、中国人民全体のもの又は中華人民共和国の所有になるべきものであると信じていたにすぎないと認められ、寮生らが被控訴人による本件建物の買取を知つた後に、「光華寮」による本件建物の占有が自主占有に変わったことを認めるに足る証拠は存在せず、「光華寮」もしくは寮生らによる本件建物の占有が当時所有の意思に基づいて行われた事実を認めることはできない。

4 なお、控訴人らは、抗弁1記載のとおり、「光華寮」が本件建物を自己所有であると信じ、かつ信じたことにつき過失がないと主張するが、「光華寮」すなわち寮生らや幹事会が、旧日本軍の中国における掠奪物資の処分代金を資金として買い取られたのであるから、本件建物は本来中国人民もしくは中華人民共和国政府の所有であるべきであると信じたとしても、「光華寮」もしくは寮生ら及び幹事会が法律的に中国人民もしくは中華人民共和国政府と同一の人格を有し、あるいは「光華寮」もしくは寮生ら及び幹事会が中華人民共和国政府を代表ないし代理する資格を有していたとは到底言えないことは明らかであるから、このことから直ちに、同人らにおいて、本件建物が「光華寮」の所有になったと信ずべき正当な理由になると解することはできない。

5 右2ないし4に判断のとおり、本件入居者により構成される権利能力なき社団が存在し、それが本件建物を占有して来たとしても、その占有は所有の意思に基づくものとは言えないし、またその所有と信じたとすればそれは過失があるから、その社団が本件建物を時効により取得するものではない。

6 以上のとおり、被告らの取得時効の抗弁は理由がない。

三 中華人民共和国政府の承認

1 次の事実は当裁判所に顕著である。

(一) 中華民国政府はかつて中国全土を支配していたが、内乱が生じて中国本土における支配権を失い、昭和25年以降は、台湾及びその周辺諸島と本土に近い少数の島についてしか現実の支配権を有しないことになった。

(二) 中国共産党は、右の内乱を通じて中国全土に支配力を及ぼし、昭和24年10月1日北京において中華人民共和国政府の成立を宣言した。

(三) 我国政府は、中華人民共和国政府の成立後も、後記(四)の共同宣言に至るまで、中華民国政府を中国を代表する政府として認め、昭和27年4月28日には台北で日本国と中華民国と

の間の平和条約に署名し、我国は台湾及び周辺諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことを承認した。

(四) 我国政府は中華人民共和国政府との間で、昭和47年9月29日北京において共同声明に署名して発出したが、その内容(一部)は次のとおりである。

(1) 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。

(2) 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

(3) 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する。

(4) 日本国政府及び中華人民共和国政府は、1972年9月29日から外交関係を樹立することを決定した。

(五) 我国外務大臣は昭和47年9月29日北京において記者会見し、中華民国政府との間の平和条約は存続の意義を失い終了したと認めるのが日本国政府の見解であると述べた。

(六) 我国が受諾したポツダム宣言の第8項は、カイロ宣言の条項は、「履行されるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州、及び四国並に吾等が決定する諸小島に極限せらるべし」としており、カイロ宣言は、「同盟国の目的は、台湾及び澎湖島のような日本が中国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある」としていた。

(七) 中華民国政府は、中華人民共和国の成立以降も現在まで現実に、台湾及びその周辺諸島、及びその地域の人を、排他的、永続的に支配、統治しており、我国は右共同声明発出後も、貿易、経済、航空その他の実務関係を続けている。

2 前掲甲5号証、8ないし14号証、成立に争い

のない甲4号証、乙第26号証、第27号証、弁論の全趣旨により成立の認められる甲17号証、証人聶毓良及び林義春の各証言、並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができ、この認定を覆すに足る証拠はない。

- (一) 本件建物は終戦後も中国人学生の寮として用いられていた。原告が前記一のとおり本件建物を買受けた目的は、中国人留学生が既に寮生として入居している本件建物を買受けて、その住居問題を解決することにあつた。本件建物には、原告の買受後も、中国人学生が寮生として入居していた。
- (二) 原告は前記一のとおり、本件建物を買受けたのち、売主に所有権移転登記手続を求める訴えを提起し、勝訴の確定判決を得て、その旨の登記を得た。原告は昭和42年8月本件建物の入居者に対し、退去を求め、退去できない者で中華民国の有効な旅券を持つ者は、一時使用契約書を提出すべき旨を通知し、同年9月6日入居者らを被告として本件建物の明渡しを求める本件訴えを当裁判所に提起した。
- (三) 本件建物の入居者らは、原告の右通知、訴えを無視して、本件建物を管理し、新入居者を選定入居させたりしている。
- (四) 中華人民共和国政府は、昭和49年日本との国交回復以降今日まで六次にわたる外交接衝を通じて、日本政府に対して、本件建物が中華人民共和国政府の所有に帰すべき国有財産である旨の主張を行つてきたうえ、昭和57年7月には、本件建物の改修工事に際して工事費用1000万円を出捐した。

3 国際法上、ある国家について、旧政府が完全に消滅して新政府が成立した場合（政府の完全承継）には、旧政府の所有していた財産は全て新政府に承継され、旧政府が完全には消滅せずその国の領土の一部を実効的に支配している場合（政府の不完全承継）に、旧政府の所有していた財産のうち新政府の支配する地域に存するものは、新政府に承継されると解するのが相当である。

政府の不完全承継の場合に、旧政府が外国において所有していた財産については、新政府の支配が及んでいないし、なお旧政府は存続しているわけであるから、その財産は当然には新政府には承継されるわけではない。すなわち、財産所在地の外国が新政府を承認（承認の切替え）をした場合には、その外国は新政府を国を代表するものと認めなければならないから、旧政府が国を代表する立場において所有し、支配していた財産（大使館建物などの外交財産）、その外国が旧政府に認めた国家権力行使のための財産（例えば、領事裁判所建物など）は、承認の切替えの時点で、新政府に承継されるものと解さねばならない。しかし、それ以外の財産は、新政府には承継されないと言うべきであり、特に旧政府が新政府成立後に取得した財産で、右に述べたような新政府に承継されるべき性質を有しない財産については、承認の切替えにも拘らず、旧政府はその権利を維持し、その外国内においてその財産についての権利行使をすることができるものと解すべきである。

4 我国は昭和47年9月29日中国について、中華民国政府より中華人民共和国政府へ承認の切替えを行つたものではあるが、前記三1(七)認定のとおり、中華民国政府が台湾ほかの中国の領土の一部をなお統治しているから、政府の不完全承継の場合に当ると解するのが相当である。したがつて、右承認の切替えによつて、本件建物が中華人民共和国に承継されるか否かは、被控訴人による本件建物所有権取得の経緯、理由、本件建物の性格、使用目的、利用状況など具体的事情に照らして判断するほかはない。

前記一1、二2、3掲記の各証拠及び認定事実によれば、本件建物は原判決別紙物件目録記載のとおり、鉄筋コンクリート造陸屋根5階建地下1階附共同住宅であり、昭和20年に国がこれを借り受けてから、専ら中国人留学生のための寮として用いられていたこと、戦後国の賃貸借が終了し、国から管理を委ねられていた京都大学も本件建物の管理から手を引き、賃料支払

が途絶えたため、本件建物の所有者である合資会社洛東アパートメントは賃貸借契約継続につき難色を示していたため、当時入居していた寮生らが駐日代表団に再三善処方を求めたこと、駐日代表団は、本件建物を買取ることによって、寮生らの不安を解消し、右問題を解決することとしたこと、前認定のとおり、本件建物については2度にわたり売買契約が締結されたが、いずれも昭和24年10月1日の中華人民共和国政府成立後であつたこと、右購入後、被控訴人において管理を開始することはなく、また、中華人民共和国成立後の被控訴人の支配地域からの留学生を組織的に本件建物に入寮させることもせず、右購入前と同様、依然として本件建物入居者によつて結成された幹事会が管理を継続したまま、中華人民共和国政府支持者と中華民国支持者がこもごも入居する状態が当分の間継続したこと、以上の事実が認められる。

右事実によれば、本件建物は外交財産もしくは国家権力行使のための財産と認めることはできず、新政府成立後に、単に本件建物に入居する寮生らの窮状を救済するため、被控訴人によつて購入した財産にすぎないと認められ、日本政府による承認の切替えによつて新政府に承継されるべき財産と認めることはできず、被控訴人は、右承認の切替えにも拘らず、本件建物に対する所有権を失わず、日本国内においてその権利を行使することができるものと解すべきである。

三 被告らの占有

- 1 被告らが本件建物のうち別紙占有関係一覧表記載の各部分を占有していることは、当事者間に争いがない。
- 2 控訴人らの抗弁3について判断するに、被控訴人が、「光華寮」による本件建物の自主的な管理運営の現状を前提として本件建物を買受け、あるいは右買受け後右管理運営の現状を承認した事実を認めるに足る証拠はなく、また、控訴人らが戦時中に派遣された旧留学生である事実をもつて控訴人らの占有の正当な権原となると解することはできず、他に右権原を認めるに足

る証拠もない。そうすると、控訴人らの抗弁1及び2が認められないこと、他に「光華寮」が被控訴人に対抗できる権原を有していた事実の主張立証がないことを考慮すると、控訴人らの本件建物の入居占有が、控訴人らの主張のとおり、「光華寮」の承諾の下にされているとしても、右承諾は控訴人らの本件建物占有を適法にするものではなく、控訴人らの抗弁3は採用できない。

四 控訴人らの当審主張について

(一) 当審主張(一)について

前記認定判断によれば、被控訴人の本訴請求は建物所有権に基づく妨害排除請求であり、その実態は一般の民事訴訟事件と何ら異なるところはないと言ふべきであるから、控訴人らの本主張は採用できない。

(二) 当審主張(二)について

前記認定のとおり、中華人民共和国政府は日本政府に対する外交交渉において、昭和49年以来今日まで、本件建物につきその所有権を主張し、名義変更を要求してきた事実が認められるが、前記認定判断のとおり、本件建物は、我国の承認の切替えによつて、中華人民共和国政府に承継されるべきものではないのであり、右権利主張によつて、右承継されない財産が承継されるべき財産に転化すべき法的根拠は存在せず、控訴人らが本主張において掲げる乙号各証は右判断を覆すに足るものと認めることはできず、本主張は採用できない。

(三) 当審主張(三)について

本主張の事実についてもこれを認めるに足る証拠は存しない。控訴人らが本主張の事実につき証拠として採用する、成立に争いがない乙第13号証の1ないし7は、いずれも私的団体と推認される華僑民主促進会もしくは中國留日同学総会の機関誌であると認められ、掠奪物資の発見、売却の経緯に関する記事は極めて漠然とした報道の域を出ず、他に売却金の性質、駐日代表団に右売却金が帰属した事実及びその理由等を認めるに足る証拠は存せず、まして駐日代表

団もしくは被控訴人在日大使館が、本件建物購入当時、右保管金以外に購入資金を持たなかった事実あるいは右保管金が現実に本件建物の購入資金として使用された事実については、弁論の全趣旨によつて真正に成立したものと認められる乙第29号証の2、第30号証の記載は、一応右各事実に沿うことが認められるものの、客観的な裏付けを欠き、直ちに措置することはできず、他に右事実を認めるに足る証拠は存在しない。従つて、右事実を基礎とする控訴人らの本主張についてはこれを採用することができない。

(四) 当審主張(四)について

本件建物を被控訴人が購入した目的は前記認定のとおりであつて、本件建物が被控訴人らによつて中国人学生寮としての用途に供する行政

目的を達成するために買収された事実を認めるに足る証拠は存しない。従つて、右事実を基礎とする控訴人らの本主張についてはこれを採用することができない。

五 結論

そうすると、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却し、控訴費用の負担につき民訴法89条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官	上	田	次	郎
裁判官	道	下		徹
裁判官	三	谷	博	司

< 光華寮問題関連年表 >

1949 (S.24) 10. 1	中華人民共和国成立
1950 (S.25) 5. 27	中華民国駐日代表団が光華寮を250万円で買取る契約。
1952 (S.27) 4. 28	日本国と中華民国との間で平和条約締結。
〃 12. 8	中華民国大使館が300万円で寮を再売買契約。
1953 (S.28)	中華民国、京都地裁へ寮の所有権移転登記請求の訴訟提起。
1960 (S.35) 10. 4	京都地裁判決（中華民国の寮所有権を認める）。
1961 (S.36) 6. 8	中華民国名義に所有権移転登記。
1967 (S.42) 9. 6	中華民国、京都地裁へ寮生らを被告として明渡請求訴訟提起（寮生らが総領事館に登録することを拒否したため）。
1972 (S.47) 9. 29	日中共同声明発表・日中国交回復。
1974 (S.49) 2. 19	鑑定書（安藤仁介）提出。
1976 (S.51) 2. 10	横浜地方法務局、浜市の中華民国名義の土地につき、日中国交正常化を原因として中華人民共和国名義に登記変更。
1977 (S.52) 9. 16	京都地裁判決（中華民国敗訴）。中華民国控訴。
1978 (S.53) 8. 12	日中平和条約締結。
1979 (S.54) 12. 1	鑑定書（山本草二）提出。
1982 (S.57) 4. 14	大阪高裁判決（中華民国勝訴、一審へ差戻）。寮生上告。
1982 (S.57) 7. 14	上告却下（上告理由書不提出のため）。
1986 (S.61) 2. 4	差戻後京都地裁判決（中華民国勝訴）。寮生控訴。
1987 (S.62) 2. 26	差戻後大阪高裁判決（寮生敗訴）。寮生上告。